

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その6)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	(株) デイケイケイサー ビス関西	14,580,000	平成29年4月17日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
2	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	メタウォーター(株)	9,504,000	平成29年4月20日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
3	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	291,600,000	平成29年4月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
4	北斎場ガス吸収式冷温水機(2号機)吸収液交換ほか整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	テクノ矢崎(株)	2,916,000	平成29年5月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
5	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その3)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	島津システムソリュー ションズ(株)	6,156,000	平成29年6月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
6	東横堀川水門バイパスゲート改修工事-2	09D:機械器具設置工事	中央区	阪神テクノサービス (株)	14,850,000	平成29年6月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その5)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株)	109,512,000	平成29年6月19日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
8	東淀川浄水場取水口流出弁整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株) クボタパイプテッ ク	2,430,000	平成29年6月19日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
9	舞洲スラッジセンター脱水系計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株) 産機テクノサービ ス	19,440,000	平成29年6月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱化工機・日揮特定 建設工事共同企業体	588,600,000	平成29年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
11	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォー ター・東芝特定建設工 事共同企業体	480,600,000	平成29年6月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	東横堀川水門油圧機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区	(株) IHIインフラ建設	19,980,000	平成29年6月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	北区	新明和工業(株)	26,460,000	平成29年6月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	道頓堀川水門油圧ユニット修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区	日立造船(株)	6,933,600	平成29年6月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
15	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理デカンターその他改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	関西ティーイーケイ(株)	10,098,000	平成29年6月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	海老江下水処理場外1か所汚泥消化槽設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区 西淀川区	三菱化工機(株)	202,716,000	平成29年6月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	西区 中央区	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	35,640,000	平成29年6月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
18	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	4,482,000	平成29年6月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
19	消防局庁舎空調設備補修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	三菱電機ビルテクノサービス(株)	2,700,000	平成29年6月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
20	中浜流注場浄化槽汚泥用し渣分離機ほか整備工事	09B:上下水道施設工事	城東区	大機工業(株)	2,808,000	平成29年6月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
21	インテックス大阪中央監視設備改修工事	10:電気通信工事	住之江区	富士通(株)	88,560,000	平成29年6月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その6）

2 契約の相手方

（株）ダイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕が履行可能な業者は、東亜ディーケーケー（株）より整備業務を移管されている（株）ダイケイケイサービス関西のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（原水有毒物質監視装置）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、富士電機システムズ（株）は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ（株）に継承し、さらに平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、本修繕が履行可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するための設備であるが、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）が設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、同設備に対する技術面に不明な点が多く整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、本工事を行えるのは上記業者のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場ガス吸収式冷温水機（2号機）吸収液交換ほか整備工事

2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

3 随意契約理由

本工事は、北斎場に設置されている空気調和用熱源機器であるガス吸収式冷温水機の吸収液の交換及び構成部品の取替、試運転調整等を行うものである。

当該機器は、矢崎資源（株）（現 矢崎エナジーシステム（株））が製造したものであり、当該機器の整備にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分な関係から、既存機器に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備後の性能、作動状態、耐寿命に対する責任の所在が不明確になるなどから、本整備に対し一貫して責任を持たせることができるのは製造者である矢崎資源（株）（現 矢崎エナジーシステム（株））の製品について専属でサービス及びメンテナンスを行っているテクノ矢崎（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その3）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（T O C計、p H計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、（株）島津製作所より修繕業務の移管を受け、かつ製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称

東横堀川水門バイパスゲート改修工事－2

2 契約の相手方

阪神テクノサービス(株)

3 随意契約理由

東横堀川水門は、船舶の通行を可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

本工事は大雨時の水位調整機能・道頓堀川および東横堀川の水質保全・船舶の通行に悪影響を及ぼさないよう同水門の内・外水位調整を行うバイパスゲート開閉装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するため、耐用年数に達した部品の取替を行うものである。

本機器は阪神動力機械(株)の独自技術により設計・製作されており、工事にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行い、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、水門メンテナンス事業は阪神動力機械(株)から上記業社に業務移管されていることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称
柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その5）

2 契約の相手方
荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は荏原実業（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場取水口流出弁整備修繕

2 契約の相手方

(株)クボタパイプテック

3 随意契約理由

本修繕は、東淀川浄水場に設置している取水口流出弁の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)クボタが独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)クボタより修繕業務を移管されている(株)クボタパイプテックである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系計装設備修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系計装設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

計装設備は、日常運転における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、計装設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2. 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由：

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設整備工事
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

- 3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥熔融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを熔融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥熔融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、熔融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に熔融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門油圧機械装置修繕

2 契約の相手方

(株)IHIインフラ建設

3 随意契約理由

東横堀川水門は、東横堀川最下流部の土佐堀川との合流点に位置し、船舶の通行を可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、同水門の油圧式開閉装置の油圧シリンダーに送油する油圧ホースの経年劣化が判明した。

現状のままでは、マイターゲート及びラジアルゲートの操作に支障をきたし船舶の通行及び東横堀川・道頓堀川の水質への影響が懸念されるため、本修繕はその機能回復を目的に行うものである。

そのため、今回油圧機械装置を分解整備するものであるが、同水門は(株)栗本鐵工所の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に(株)IHIインフラシステムに譲渡され、さらに水門メンテナンス事業は(株)IHIインフラシステムから上記業社に業務移管されていることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門油圧ユニット修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、道頓堀川最下流部の木津川との合流点に位置し、船舶の通行を可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、同水門のマイターゲート及びラジアルゲートの油圧装置が経年劣化により油圧保持機能の低下が判明した。

現状のままでは、マイターゲート及びラジアルゲートの操作に支障をきたし船舶の通行及び東横堀川・道頓堀川の水質への影響が懸念されるため、本修繕はその機能回復を目的に行うものである。

そのため、今回油圧ユニットを分解整備するものであるが、同水門は日立造船（株）の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理デカンターその他改修工事

2 契約の相手方

関西ティーイーケイ (株)

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）を処理するプラントにおいて、経年劣化によりデカンターその他機器の機能が低下している状態であるため、当該デカンターその他機器の部品取替及びプラント全体の試運転と総合調整を行うものである。

当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング (株) が設計・施工したものであり、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあるとともに、他社が施工した場合、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することにより、本工事に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、東レエンジニアリング (株) は当該プラント事業を平成 17 年度より関西ティーイーケイ (株) に移管している。

以上のことから、本工事が施工可能なのは関西ティーイーケイ (株) のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 海老江下水処理場外1か所汚泥消化槽設備改良工事
- 2 契約相手方 : 三菱化工機㈱
- 3 随意契約理由 : 本工事は、海老江下水処理場に設置しているNo. 5泥消化槽設備及び大野下水処理場に設置している汚泥配管設備が沈砂等の堆積物により運転に支障をきたしているため、改良するものである。
本設備は、三菱化工機㈱が設計製作したもので、設備の改良にあたっては、本改良対象機器を含む汚泥処理設備全体を一つのシステムとして調整し、汚泥消化槽設備の機能保持や一貫した性能の保証を持たせる必要がある。
また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本工事ができる業者は本設備の設計製作会社である三菱化工機㈱のみである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署 : 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場外1 駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎空調設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

今回補修工事を実施する消防局庁舎の空調設備(チリングユニット)は、三菱電機(株)(以下、「メーカー」という。)が製作及び設置したものであり、その設備は独自の設計により製作された部品及び基板等で構成されており、他社では補修工事することができない。

メーカーは、空調機器全般のアフターサービスについて、上記業者に業務移管をしており、上記業者はメーカーより空調設備の部品供給や、補修工事の技術的な指導等を受けており、空調設備の構造を熟知しているため、当該空調設備を確実に整備することができる唯一の業者である。(平成29年5月2日付、証明書の原本は消防局で保管。証明書の有効期限は平成30年3月31日)

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6165)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場浄化槽汚泥用し渣分離機ほか整備工事

2 契約相手方

大機工業(株)

3 随意契約理由

本整備工事は中浜流注場に設置の、浄化槽汚泥用し渣分離機並びにスクリープレスの劣化摩耗部品の取替等の整備を行なうものである。

当該浄化槽汚泥用し渣分離機及びスクリープレスは大機工業(株)が設計・製造したものである。

整備工事に関しては単なる部品交換ではなく、スクリー刃肉盛調整溶接による刃部とケーシング間の隙間調整等が必要で、この良否により処理能力に影響を及ぼすなど、し渣分離機及びスクリープレスの特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造した大機工業(株)以外では整備工事に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備工事後の性能に対して保証ができないことから、本整備工事に対し一貫して責任を持たせることができる業者は大機工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話 06-6630-3238)

施工担当

環境局 施設部 施設管理課 (電話 06-6630-3374)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

インテックス大阪中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

富士通株

3 随意契約理由

本工事は、インテックス大阪の中央監視設備（富士通株 製）のシステムを改修するものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、富士通株のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2334）